

## インテックス大阪利用規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、インテックス大阪の施設の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 施設 別表 1 並びに別表 2 に掲げる施設、設備をいう。
- (2) 利用者 施設の利用承認を受けた者をいう。
- (3) 利用料 別表 1 並びに別表 2 に掲げる利用料をいう。
- (4) 事業運営者 インテックス大阪の事業運営を行う一般財団法人大阪国際経済振興センター及び鹿島建物総合管理株式会社をいう。
- (5) 理事長 事業運営者の代表者である一般財団法人大阪国際経済振興センター 理事長をいう。

### (利用の承認)

第 3 条 毎年あるいは数年に一度開催される継続催事で施設を利用しようとする者は、利用開始日の 2 年度前の 4 月 1 日から 1 年前までに、新たに開催される新規催事で施設を利用しようとする者は、原則、利用開始日の 1 年前から申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、次の各号の一に該当するときは、施設の利用を承認しない。

- (1) 利用にあたり、公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- (2) 施設を利用しようとする者の役員等(利用者が個人事業主である場合はその者を、利用者が法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下、「暴対法」という。)第 2 条第 2 号に規定する団体(以下、「暴力団」という。)の構成員(暴対法第 2 条第 6 号に規定する者。)又は、その他反社会的勢力の構成員(以下、「暴力団員等」という。)であるとき。
- (3) 施設を利用しようとする者について、暴力団員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (4) 施設を利用しようとする者の役員等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するために暴力団員等を使用したと認められるとき。
- (5) 施設を利用しようとする者の役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (6) 施設を利用しようとする者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (7) 施設を利用しようとする者の役員等が、下請契約、資材・原料等の購入契約又はその他の契約に当たり、その契約相手方が第 1 号から前号までに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- (8) 利用にあたり、施設等(管理棟等共用施設、施設設備を含む。以下同じ。)を毀損するおそれがあるとき。

- (9) その他、施設等の管理・運営上支障があるとき。
- 3 理事長は、承認に際して必要な条件を付することがある。

(利用日及び利用時間)

第 4 条 施設の利用時間は、9時から17時までとする。

- 2 利用者は、理事長の承認を得た上で、時間外利用料を支払うことにより、利用時間を17時から翌9時まで延長することができる。ただし搬入並びに搬出は原則として22時までとする。
- 3 22時以降翌7時までの利用は、大型の見本市等（予定搬入出期間3日以上、延利用面積50,000㎡以上）を開催する利用者に限る。

(利用料)

第 5 条 施設の利用料は、別表1のとおりとする。

ただし、理事長が認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(利用料の支払)

第 6 条 利用料の支払は、その10%を請求書作成日から30日後までとし、その残額について、利用開始の日の1か月前までとする。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

(附属設備の利用)

第 7 条 利用者は、理事長の承認を得た上で、別表2に定める附属設備を利用することができる。この場合、理事長が指定する期限までに同表に定める利用料を支払わなければならない。

(延滞金)

第 8 条 利用者は、指定された期限までに利用料を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、利用料の年8.8%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

(利用の変更および取消し)

第 9 条 利用しようとする者の都合で日程や利用する展示館を変更するなどのほか、申し込みを取り消す場合は、速やかに理事長の承認を得なければならない。

(利用料の返還)

第 10 条 既納の利用料は、返還しない。

ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、その全額又は一部を返還することができる。

(利用承認の取消し等)

第 11 条 理事長は、次の各号の一に該当するときは、施設の利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことがある。

- (1) この規程又は利用の承認の条件に違反したとき
- (2) 利用承認後に、利用者が第3条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになっ

たとき

- (3) 指定期日までに利用料の納付がないとき
- (4) 利用者が第三者に全部又は一部の利用する権利を譲渡あるいは転貸したことを認められるとき
- (5) 『利用申込書』の催物内容の記載と異なる催物を行ったり、当該催事内容の趣旨と異なる展示を行ったりしたとき
- (6) 来場者、出展者の身の安全を脅かす恐れのあるとき
- (7) 前各号に定めるものの他、当施設の利用を不相当と認めるとき
- (8) 地震、台風その他の天変地異、火災、停電、戦争、騒乱等の不可抗力により施設の通常の方法による使用、または来館者の安全の確保が困難と当施設（理事長）が判断したとき
- (9) 国・大阪府・大阪市等の行政機関から施設の使用中止や催物の開催中止の勧告や命令が出されたとき
- (10) 国・大阪府・大阪市等の行政機関または行政機関から委託を受けた機関等が、国民や府民、市民の健康、安全、衛生等の確保の為に施設を利用する必要が生じたとき
- (11) その他、施設の管理・運営上やむをえない事由が生じたとき

- 2 前項に掲げる事由により利用者等に損害が生じることがあっても、事業運営者はその責任を負わない。

(利用者の遵守事項)

第12条 利用者は、この規程に基づき善良な管理者の注意をもって施設等を利用しなければならない。

- 2 事業運営者の職員は、必要と認めたときは、随時、利用者の利用する施設に立ち入ることができる。
- 3 利用者は、施設の管理上、事業運営者が必要と認める事項を指示した場合は、これを遵守しなければならない。
- 4 利用者は、事業運営者の承認がない限り、その利用施設等を増改築し、又はその原状を変更することができない。

(費用等の負担)

第13条 利用者が利用施設等について、必要費又は有益費を支出することがあっても、事業運営者はその補償の責を負わない。

(光熱水費の負担)

第14条 利用者は、施設において利用した電気、ガス、水道等の経費を負担しなければならない。

- 2 利用者は、前項の経費を理事長が指定する期限までに支払わなければならないが、指定された期限までにこれを支払わないときは、第8条の規定を準用する。

(物品等の管理義務)

第15条 利用者は、施設等の利用にともない設置若しくは利用する展示物、車両、備品、その他物品等について、施設等並びに、他の利用者及び来場者等に対して、損害等を与え

ることのないよう、適切に管理しなければならない。

(原状回復義務)

第16条 利用者は、利用承認期間が満了したとき又は利用承認取消しの通知を受けたときは、ただちに利用者の負担と責任において原状回復を行わなければならない。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときには、事業運営者は利用者に代わってこれを施行し、その費用は利用者が負担するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、第三者に全部又は一部の利用する権利を譲渡し又は転貸してはならない。

(損害の賠償)

第18条 利用者は、施設等の利用にともない、建物、設備、備品等を損傷し又は滅失したときは、これを原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 利用者は、施設等の利用にともない、来場者等に損害をあたえたときには、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第19条 事業運営者は、その責に帰すことのできない施設等の滅失又は毀損による利用者等の損害については、その責を負わない。

- 2 事業運営者は、利用者が施設等の利用に際し、第三者に与えた損害については、その責を負わない。

(その他)

第20条 前各条に定めるもののほか、インテックス大阪の利用について必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この規程を平成12年7月1日に一部改正する。

この規程を平成16年4月1日に一部改正する。

この規程を平成18年1月4日に一部改正する。

この規程を平成18年4月1日に一部改正する。

この規程を平成19年7月1日に一部改正する。

この規程を平成25年4月1日に一部改正する。ただし、別表の時間外使用料については、平成26年4月1日より適用する。適用日前の使用料については、なお従前の例による。

この規程を平成26年4月1日に一部改正する。

この規程を令和3年10月1日一部改正する。ただし、第3条1項の改正について、既に申込書を提出し、理事長の承認を得たものについては、その効力を有するものとする。

(別表1-1) 施設利用料 (消費税を含む)

展示館・屋外展示場

	利用料 (9時~17時)	時間外利用料(1時間につき)		摘 要
		(7時~9時及び 17時~22時)	(22時~翌7時)	
1号館	1,364,000円	113,300円	147,400円	△半日利用(9~13時、13~17時)の場合は50%割引 △延利用面積50,000㎡以上利用の場合は5%割引 △延利用面積100,000㎡以上利用の場合は10%割引 △延利用面積200,000㎡以上利用の場合は20%割引 (延利用面積割引は屋外展示場を展示面積に含めない。) △半館利用(展示館の1/2面積を利用、ただし、5号館Bゾーンを除く)の場合は50%割引 △6号館Cゾーン又はDゾーンは、1/4又は3/4の面積で利用することができ、その場合、利用料はその比率に応じて算出する。 △15日以上連続して利用する場合は、15%割引 △国際見本市を開催する場合(展示面積が5,000㎡以上でかつ海外出展者の占有小間面積が全出展者小間面積の10%以上)、次の出展比率に応じて割引 10%以上30%未満…10%割引 30%以上50%未満…20%割引 50%以上 …30%割引 △搬入・準備等や搬出・撤去等のため展示館を利用する期間が3日以上の場合、当期間についてのみ30%割引ただし搬出・撤去等のため展示館を利用する場合については会期翌日以降に引き続き展示館を利用する場合に限る。 △7月21日~8月20日又は12月20日~1月9日に利用する場合は、10%割引 △6号館Cゾーン又はDゾーンを利用する場合は30%割引。ただし各ゾーンの1/2又は1/4の面積を利用する場合は対象外とする。 △新規の見本市(BtoB)で継続開催が見込める場合、初回開催のみ15%割引 △海外大型コンベンション、インセンティブ(海外来場者1,000人以上)は初回開催時のみ10%割引
2号館	1,804,000円	150,700円	195,800円	
3号館	1,375,000円	115,500円	149,600円	
4号館	1,804,000円	150,700円	195,800円	
5号館	2,013,000円	167,200円	217,800円	
Aゾーン	1,485,000円	123,200円	160,600円	
Bゾーン	528,000円	44,000円	57,200円	
6号館	11,627,000円	969,100円	1,261,700円	
Aゾーン	3,036,000円	253,000円	330,000円	
Bゾーン	3,036,000円	253,000円	330,000円	
Cゾーン	2,827,000円	236,500円	308,000円	
Dゾーン	2,728,000円	226,600円	293,700円	
屋外展示場	286,000円	27,500円	使用不可	
西ゲート ロータリー	286,000円	27,500円	使用不可	

※各割引を併用する場合は、割引適用前の利用料の40%を上限とする。

(別表1-2) 施設利用料 (消費税を含む)

会議室・貸室

	A : 9時-12時 B : 13時-16時 C : 17時-20時	AB : 9時-17時 BC : 13時-20時	ABC : 9時-20時
国際会議ホール	110,000円	220,000円	330,000円
特別室 (VIPルーム)	39,600円	79,200円	118,800円

会議室A・B	44,000円
会議室 C	22,990円
会議室 D	19,690円
会議室 E	18,590円
会議室 F	88,990円
ルーム 1	11,000円
ルーム 2	19,690円
ルーム 3	19,690円
ルーム 4	19,690円
ルーム 5	11,000円
ルーム 6	11,000円
ルーム 6-1	16,500円
ルーム 6-2	11,000円
ルーム 6-3	11,000円
ルーム 6-4	6,490円
ルーム 6-5	16,500円
ルーム 6-6	11,000円
ルーム 6-7	8,250円
ルーム 6-8	6,490円
スペース I	7,590円
スペース J	7,590円
スペース K	12,430円

ホール G	89,100 円
ホール H	89,100 円
ロフト 1	55,000 円
ロフト 3	55,000 円
センタービル 2Fロビー	88,000 円

- ・ 会議室・貸室・センタービル 2F ロビーの利用料には、光熱水費・空調費が含まれる。
- ・ ホールG・ホールH・ロフト1・ロフト3には、光熱水費・空調費が別途必要。
- ・ 国際会議ホール・VIP ルームにおける ABC 帯(9 時～20 時)を超える時間での利用の場  
合は、追加で使用時間帯分の超過利用料が必要。
- ・ 会議室・ルーム・スペース・ホール・ロフト等における一律料金(9 時～20 時)を超  
える時間での利用の場合は、超過利用料として追加で一律料金分(一日分)が必要。
- ・ 国際会議ホールは、展示館利用の有無に関わらず、単独での利用が可能。
- ・ 国際会議ホールの利用があれば、それに合わせての他の会議室・諸室の利用も可能。
- ・ 国際会議ホールの単独利用の場合は、8 時間以上での申込みが条件となる。
- ・ 国際会議ホール以外の会議室・貸室は単独利用が不可。

(別表1-3) 駐車場利用料(消費税を含む)

	単位	利用料	摘 要
インテックス大阪屋上駐車場	1 回	1,000 円	最大1日の利用をもって、1回 の使用とする

(別表2) 附属設備利用料(消費税を含む)

区 分	設 備 品 名	単 位	使 用 料
	国際会議ホール音響設備(マイク別)	1 式	12,100 円 / 日
	会議室 CD・会議室 F・ホール G 音響設 備(マイク別)	1 式	6,600 円 / 日
	可搬型音響設備(マイク 3 本+スピー カー付)	1 式	16,500 円 / 日
	リモート操作卓	1 台	6,600 円 / 日
	ポータブル拡声装置(マイク 2 本付)	1 台	6,600 円 / 日
	ダイナミックマイク(スタンド付)	1 本	2,200 円 / 日

	ワイヤレスマイク（スタンド付）	1 本	3,850 円 / 日
映写設備	プロジェクター（3300lm）	1 台	11,000 円 / 日
	プロジェクター（4200lm）	1 台	27,500 円 / 日
	短焦点型プロジェクター（3400lm）	1 台	22,000 円 / 日
	スクリーン（スタンド型）	1 台	2,200 円 / 日
その他の設備	バ ト ン	1 本	1,210 円 / 日
	旗ポール	1 本	2,200 円 / 日
	ステージ（国際会議ホール用）	1 台	1,210 円 / 日
	チケットボックス	1 箇所	7,150 円 / 日
	椅子 ※注1	1 脚	220 円 / 期間
	机 ※注1	1 台	840 円 / 期間
	ホワイトボード ※注1	1 台	5,300 円 / 期間
	パーテーション ※注1	1 台	3,160 円 / 期間
	フォークリフト ※注2	1 台	22,000 円 / 日
	高所作業車 ※注3	1 台	27,500 円 / 日
	プラ柵 ※注4	1 本	660 円 / 期間
非接触型検温機	1 台	4,000 円 / 催事	

・上記の使用料は、1日あたりの金額であり、会期前後の搬入・搬出に要する期間も、利用期間に含む

※注1：期間は1開催（1週間以内）。

※注2：期間中使用3日以上7日以内の場合は、55,000円とする。

※注3：期間中使用3日以上7日以内の場合は、77,000円とする。

※注4：期間は1開催（1週間以内）50本までの貸出料金。60本以上の場合は、550円とする。（貸出は、10本単位）